粉じん障害防止対策 (関係法令) 作業環境改善) について

東近江労働基準監督署

粉じん·特化物 の定義等

労働衛生対策の強化

近年、特化則対象物質の追加(溶接ヒュームの規制強化)や化学物質RAの義務化等、労働衛生に対する規制が厳しくなってきている。



- 印刷業での胆管がん等、職業性がんの頻発
- 第13、14次労働災害防止計画 規制対象外の物質、発がん性物質対策
- 有害物ばく露作業報告制度化学物質の有害度、ばく露量が把握可能
- じん肺有所見者が依然として発生

労働安全衛生法による規制物質

- 製造禁止物質
- 有機則対象物質
- 特化則対象物質
- 表示、通知対象物質
- 鉛、四アルキル鉛
- 石綿、鉱物性粉じん
- がん原性指針対象物質 40物質
- 電離放射線、酸欠、高圧環境 等

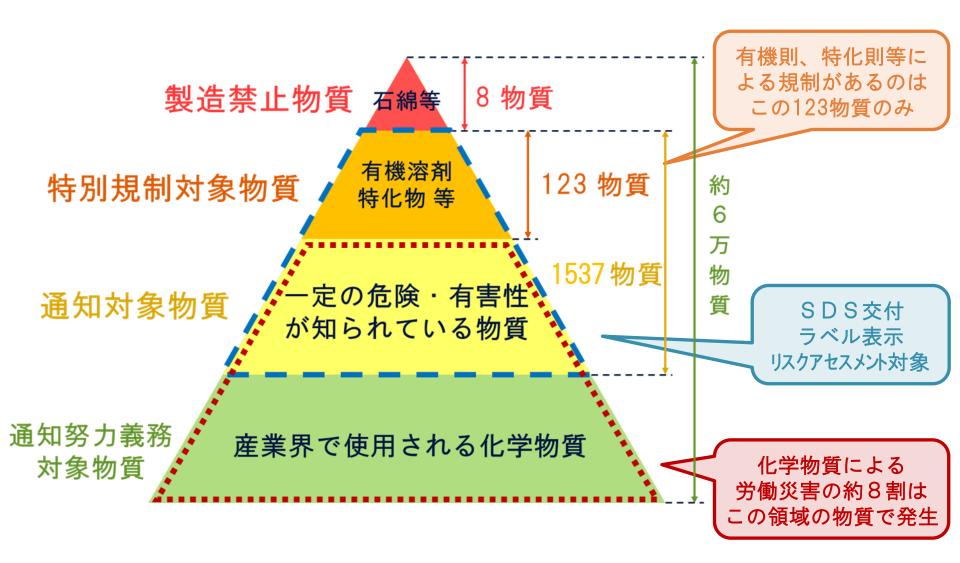
8物質

44物質

74物質

1537物質

化学物質規制の概要



労働安全衛生法上の粉じん作業

労働安全衛生法、粉じん障害予防規則、じん 肺法等が規制対象としている「粉じん」は「鉱 物性粉じん」であるが、全ての鉱物性粉じんを 取扱う作業が規制対象となる訳ではなく、粉じ ん則別表1-3に該当する作業が規制対象となる。

別表2、3は別表1に該当していることを前提としており、規制内容が追加されるもの。

樹脂等の有機物の粉じんは対象外であること。

- 別表1 … 粉じん作業
- 別表2 … 特定粉じん作業
- 別表3 … 保護具着用対象の粉じん作業

- 一鉱物等(湿潤な土石を除く)を掘削する場所における作業(次号に掲げる作業を除く)。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐(すい)する場所における作業
 - ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらず掘削する場所における作業
- 一の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する 場所における作業
- 二 鉱物等(湿潤なものを除く)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く)を積み卸す場所における作業(次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く)
- 三 坑内の、鉱物等を破砕、粉砕、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所 における作業(次号に掲げる作業を除く)。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
 - ロ 水の中で破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業
- 三の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、 又は積み卸す場所における作業
- 四 坑内において鉱物等(湿潤なものを除く)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。 7

- 五 坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)
- 五の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を 吹き付ける場所における作業
- 五の三 坑内であって、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所 に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気 設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
- 六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く)。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。
- 七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、 鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する 場所における作業(前号に掲げる作業を除く)
- 八 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業(第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く)。ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業を除く。

8

- 九 セメント、フライアツシユ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を 乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第三号、第 三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く)
- 十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
- 十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第十四号までに掲げる作業を除く)
- 十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- 十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品、研磨材を製造する工程において、原料 を混合、成形、原料、半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、半製品、 製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作 業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生 仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業
 - ロ 水の中で原料を混合する場所における作業

- 十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、 半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出し、若しくは仕上げする 場所における作業。ただし、水中で原料を混合する場所における作業を除く。
- 十五 砂型を用い鋳物を製造する工程において、砂型を造形し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く)。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。
- 十六 鉱物等(湿潤なものを除く)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等、粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く)
- 十七 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物 を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。 ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
- 十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

- 十九 耐火物を用いて窯、炉等を築造、若しくは修理し、又は耐火物を用いた 窯、炉等を解体、若しくは破砕する作業
- 二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断、 又はアークを用いてガウジングする作業
- 二十の二 金属をアーク溶接する作業
- 二十一 金属を溶射する場所における作業
- 二十二 染土の付着した藺草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
- 二十三 長大ずい道(じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)別表 第二十三号の長大ずい道をいう。別表第三第十七号において同じ。)の内部 の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

別表2 特定粉じん作業

- 一 別表第一第一号又は第一号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所
- 二 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を動力 (手持式動力工具によるものを除く)により破砕、粉砕、ふるい分ける箇所
- 三 別表第一第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
- 四 別表第一第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 鉱物等をコンベヤ(ポータブルコンベヤを除く。以下この号において同じ) へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(前号に掲げる箇所を除く)
- 五 別表第一第六号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又 は鉱物を動力(手持式又は可搬式動力工具によるものを除く)により裁断し、 彫り、又は仕上げする箇所
- 六 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内 の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
- 七 別表第一第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材 を用いて動力(手持式、可搬式動力工具によるものを除く)により、岩石、 鉱物、金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所 12

別表2 特定粉じん作業

- 八 別表第一第八号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、 炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く) により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける箇所
- 九 別表第一第九号又は第十号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内 の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アル ミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
- 十 別表第一第十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、粉状 の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
- 十一 別表第一第十二号から第十四号までに掲げる作業に係る粉じん発生源の うち、屋内の、原料を混合する箇所
- 十二 別表第一第十三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、耐火レンガ 又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く)を 動力により成形する箇所
- 十三 別表第一第十三号又は第十四号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く)により 仕上げる箇所

別表2 特定粉じん作業

- 十四 別表第一第十五号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
- 十五 別表第一第二十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、 手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所

別表3 保護具着用対象粉じん作業

- 一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式削岩機を用いて掘削する作業
- 一の二 別表第一第一号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて掘削する場所 における作業
- 二 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、 鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す 場所における作業(次号に掲げる作業を除く)
- 二の二 別表第一第三号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて鉱物等を積み 込み、又は積み卸す場所における作業
- 三 別表第一第五号に掲げる作業
- 三の二 別表第一第五号の二に掲げる作業
- 三の三 別表第一第五号の三に掲げる作業
- 四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業
- 五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業 15

別表3 保護具着用対象粉じん作業

- 六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、 車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具(研磨材を用いたものに 限る。次号において同じ)を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若 しくはばり取りし、又は金属を裁断する作業
- 六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬 式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業
- 七 別表第一第三号又は第八号に掲げる作業のうち、手持式動力工具を用いて、 鉱物等を破砕し、又は粉砕する作業
- 七の二 別表第一第八号に掲げる作業のうち、屋内、坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料、アルミニウムはくを破砕し、又は粉砕する作業
- 八 別表第一第九号に掲げる作業のうち、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業
- 九 別表第一第十三号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業
- 十 別表第一第十四号に掲げる作業のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若 しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業 16

別表3 保護具着用対象粉じん作業

- 十一 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、砂型を造形し、型ばらし装置を 用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生 し、又は手持式動力工具を用いて鋳ばり等を削り取る作業
- 十二 別表第一第十六号に掲げる作業
- 十二の二 別表第一第十七号に掲げる作業のうち、土石又は鉱物を開放炉に投 げ入れる作業
- 十三 別表第一第十八号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に付着し、若 しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落し、かき集め、積み込み、積み卸し、 又は容器に入れる作業
- 十四 別表第一第十九号から第二十号の二までに掲げる作業
- 十五 別表第一第二十一号に掲げる作業のうち、手持式溶射機を用いて金属を 溶射する作業
- 十六 別表第一第二十二号に掲げる作業のうち、染土の付着した藺草を庫入れ し、又は庫出しする作業
- 十七 別表第一第二十三号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部において、 ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道 床を突き固める作業 17

労働安全衛生法上の特化物作業

労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則、 が規制対象としている「特定化学物質」は、発 がん性等の有害性を有する全ての化学物質を対 象としている訳ではなく、特化則第2条、安衛令 別表3により定義された化学物質が対象となる。

- 第1類物質(7物質) 極めて強い発がん性
- 第2類物質(60物質) 通常使用される物質
 - 特定第2類物質
 - 管理第2類物質(溶接ヒュームを含む)
 - オーラミン等
- 第3類物質(8物質) 酸、塩基 有害性低

- 第一類物質
 - 1 ジクロルベンジジン及びその塩
 - 2 アルフアーナフチルアミン及びその塩
 - 3 塩素化ビフエニル (別名PCB)
 - 4 オルトートリジン及びその塩
 - 5 ジアニシジン及びその塩
 - 6 ベリリウム及びその化合物
 - 7 ベンゾトリクロリド

● 第二類物質 1 アクリルアミド 2 アクリロニトリル 3 アルキル水銀化合物(メチル基エチル基) 3の2 インジウム化合物 3の3 エチルベンゼン 4 エチレンイミン 5 エチレンオキシド 6 塩化ビニル 塩素 オーラミン の2 オルトートルイジン

オルトーフタロジニトリル

10 カドミウム及びその化合物 11 クロム酸及びその塩 11の2 クロロホルム 12 クロロメチルメチルエーテル 13 五酸化バナジウム 13の2 コバルト及びその無機化合物 14 コールタール 15 酸化プロピレン 15の2 三酸化二アンチモン 16 シアン化カリウム 17 シアン化水素 18 シアン化ナトリウム 18の2 四塩化炭素

```
18の3 一・四一ジオキサン
18の4 ー・ニージクロロエタン
19 三・三′ージクロロ-四・四′ージアミ
  ノジフェニルメタン
   ー・ニージクロロプロパン
19の2
19の3 ジクロロメタン
19の4 ジメチルーニ・ニージクロロビニル
    ホスフェイト(別名DDVP)
19の5 ー・ーージメチルヒドラジン
 臭化メチル
  重クロム酸及びその塩
 水銀及びその無機化合物
22の2 スチレン
```

ー・一・二・二ーテトラクロロエタン 2200322の4 テトラクロロエチレン 22の5 トリクロロエチレン 23 トリレンジイソシアネート 23の2 ナフタレン 23の3 二ツケル化合物(粉状の物に限る) 24 ニツケルカルボニル 25 ニトログリコール 26 パラージメチルアミノアゾベンゼン パラーニトロクロルベンゼン 7の2 砒素及びその化合物 28 弗化水素 29 ベータープロピオラクトン

23

30 ベンゼン 31 ペンタクロルフエノール(ナトリウム塩) 31の2 ホルムアルデヒド 32 マゼンタ 33 マンガン及びその化合物 33の2 メチルイソブチルケトン 34 沃化メチル 34の2 溶接ヒューム 34の3 リフラクトリーセラミックファイバー 35 硫化水素 36 硫酸ジメチル

- 第三類物質
 - 1 アンモニア
 - 2 一酸化炭素
 - 3 塩化水素
 - 4 硝酸
 - 5 二酸化硫黄
 - 6 フエノール
 - 7 ホスゲン
 - 8 硫酸

特定化学物質の追加

特化則改正により、「溶接ヒューム」が特定化学物質(管理第2類物質)に追加されたため、アーク溶接作業は、令和3年4月1日から、従来からの粉じん作業としての対策に加え、特化物取扱作業としての対応が必要になったもの。

規制対象となる「溶接ヒューム」は、アークを用いて金属を溶接、溶断、ガウジング等する作業により発生する物に限定され、ガス溶接、電気抵抗溶接、レーザー溶接等により発生する物は対象とならない。

また、屋内継続作業場とそれ以外(屋外、非継続作業場)とで必要な対応が異なること。 26

粉じん・特化物に係る 労働安全衛生法上の 規制等について

規制の種類

化学物質の有害性は一様ではないため、化学物質を規制する法令は、その有害性の種類を踏まえ、有害性に合致した対応を行える様に適用法令が細分化されている。

- 有機則
- 特化則
- 鉛則
- 石綿則
- 粉じん則、じん肺法
- 通知対象物質

- …… 有機溶剤中毒
- …… 発がん性
- …… 鉛中毒
- …… 石綿肺、じん肺
- …… じん肺
- …… 広範な有害性

じん肺症とは

主に鉱物性粉じんを長期間、多量に吸引することで肺組織が線維化し、弾力性を失う病気。

じん肺症の初期症状は息切れ、咳、痰が増える等が見られるが、進行すると肺組織が破壊され、呼吸困難を引き起こす。また、気管支炎、肺がん等の合併症を併発する可能性がある。症状の進行は、数年から10数年単位と遅いが、一旦発症すると、粉じん作業から離れても症状が進行し続ける。

じん肺症には、根本的な治療法が存在せず、 症状が進行しても、酸素吸入等の対症療法中心 の対応となる。

29

発がん性

- ◆ IARC(国際がん研究機関)による発がん性分類
 - グループ1 発がん性がある
 - グループ2A おそらく発がん性がある
 - グループ2B 発がん性の可能性がある
 - グループ3分類できない(不明)
 - グループ4 おそらく発がん性がない

発がん性の存在可能性のみに係る評価基準であり、強度を示しているものではない。

疫学検査等に基づく分類であり、試験等による知見がなく、未分類の物質も多い。

労働衛生の3管理

労働安全衛生法における化学物質等への対策は、労働衛生3管理の考え方に基づく。

- 健康管理
 - ▶ 健康診断 など
- 作業環境管理
 - ▶ 排気装置
 - > 作業環境測定、評価 など
- 作業管理
 - > 個人用保護具(臨時作業、極端な有害物に限定)
 - ▶ 労働衛生教育 など

健康管理

- 特殊健康診断
 - > 有機溶剤
 - ▶ 特定化学物質(溶接ヒューム等)
 - > 鉛
 - ▶ 四アルキル鉛
 - > 電離放射線
 - > 石綿
 - ➤ 粉じん(じん肺健康診断)

特殊健康診断の結果、異常所見が認められる場合は医師による意見聴取が必要となる。

じん肺健康診断

● じん肺法第8条

事業者は、常時、粉じん作業に従事する労働者に対しては、3年以内ごとに1回、定期的にじん肺健康診断を実施しなければならない(じん肺有所見者については頻度が異なる)。

- ▶ 胸部エックス線検査(直接撮影)
- > 胸部臨床検査
- ▶ 肺機能検査
- 結核精密検査(医師判断で省略可)
- その他検査(CT等)

じん肺管理区分の決定

● じん肺法第12条、第15条

じん肺症の進行度は管理区分Ⅰ~Ⅳ(Ⅰ:無所見、Ⅱ~Ⅲ:経過観察、Ⅳ:療養)と言う指標により評価を行うが、個々の病院が行うのではなく、労働局において決定している。

事業者は、じん肺健康診断の結果、じん肺の 所見が認められた場合、労働局長あて管理区分 決定の申請を行わなければならない。

退職後の元労働者については、個人として、労働局長あて管理区分決定の申請を行うことができる。

じん肺管理区分決定状況

滋賀県内においては、じん肺管理区分決定手 続の結果、年間、数件から10数件程度の新規の じん肺有所見者(じん肺症新規発症者)が認定 されている。

近年の新規じん肺有所見者が、現役時代に従事していた作業としては、建設関係作業(石綿関係、解体、はつり関係作業)、アーク溶接、金属研磨、陶器関係等が多い傾向がある。

いずれも20-30年以上前に従事していた作業に起因するものであり、将来のじん肺症患者を発生させないためにも、現在、粉じん作業対策を適切に実施する必要があること。

健康管理手帳

現役の労働者でじん肺有所見者(管理区分Ⅱ以上)については、粉じん作業を離れた後も、 雇用を継続している間は、定期的にじん肺健康 診断を受診させる必要がある。

また、長期有害性を有する一部の特化物(クロム酸等)、石綿については、取扱作業を離れた後も、雇用を継続している間は、定期的に特殊健康診断を実施する必要がある。

退職後は、事業場による健康診断が実施されないことに代わって、労働局から健康管理手帳が交付され(対象外物質、交付条件あり)、定期的に健康診断の受診機会が提供される。

特殊健康診断 (特化物)

● 特化則第39条

事業者は、常時、特化物を取り扱う業務に従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回(一部例外あり)、定期に特化物ごとに定められた特別な健康診断を実施しなければならない(一部物質は作業から離れた後も継続実施)。溶接ヒュームに係る検査項目は以下のとおり。

- > 業務経歴の調査
- ▶作業条件の調査
- ▶溶接ヒュームによる既往 歴の調査
- ▶握力検査

▶せき、たん、仮面様顔貌、 膏顔、流涎、発汗異常、 手指振顫、書字拙劣、歩 行障害、不随意性運動障 害、発語異常等の調査

特殊健康診断の緩和

有機溶剤、特化物(特別管理物質等を除く)、 鉛、四アルキル鉛に係る特殊健康診断について、 作業環境管理、曝露防止対策が適切に実施され ていて、下記条件に合致する場合、特殊健康診 断の頻度が6か月ごとから1年ごとに緩和される。

- 作業環境測定結果が3回連続で管理区分 I と 判定されていること
- 直近3回の特殊健康診断結果で異常所見がないこと(労働者ごとに適用)
- 作業内容に大幅な変更がないこと
- "3回"は改正規則施行後にカウント

作業環境管理

作業環境中から有害因子を除去し、良好な状態を維持するための対策。

- 局所排気装置
 - 効率化(開口面積の最小化)
 - > 定期自主検査(性能維持)
- 全体換気装置
- 有害物の発散源の密閉化
- 作業環境測定
 - ▶ 管理区分 I ~ III
 測定結果に基づき改善が必要

局所排気装置 等

● 特化則第5条、粉じん則第4条

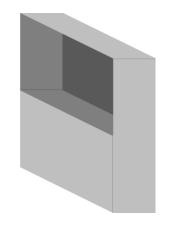
事業者は、特化物を取り扱う作業、特定粉じん作業における、作業者の有害物へのばく露を防止するための措置を講じなければならない。

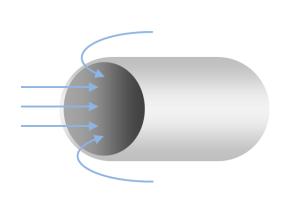
特化物、特定粉じん作業の種類、作業の性質によって採れる措置に若干の差が存在する。

- > 局所排気装置
- > プッシュプル
- > 密閉設備
- > 湿潤化設備

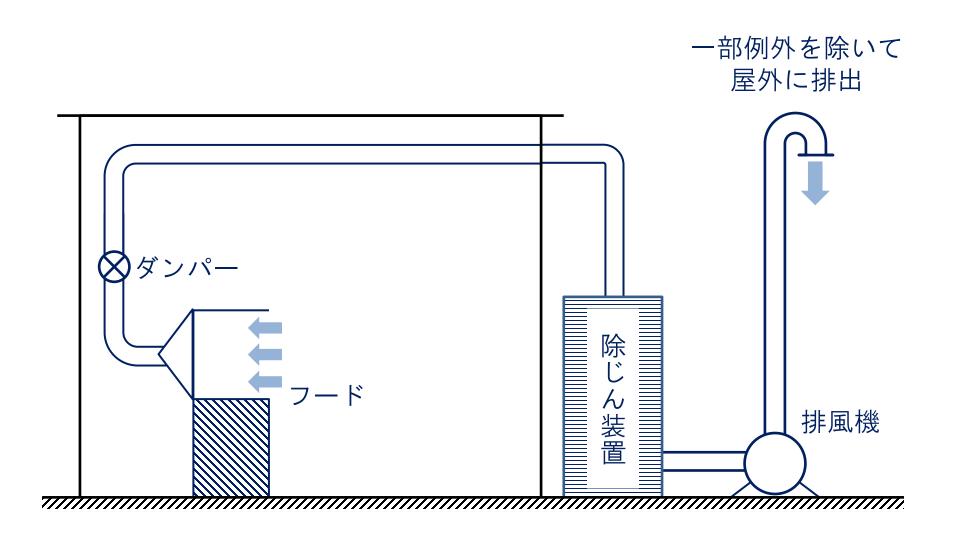
局所排気装置

局所排気装置とは、各種有害物のガス、蒸気、 粉じん等を、発散源の付近で吸引し、屋外等へ 排出する一連の装置を言う。局所排気装置は、 フード、ダクト、空気清浄装置(スクラバー、 除じん装置等)、排風機により構成される。 また、プッシュプル型換気装置、有害物の発 散源を密閉する設備も、局所排気装置と同等の 機能を有するものとして扱われる(例外あり)。

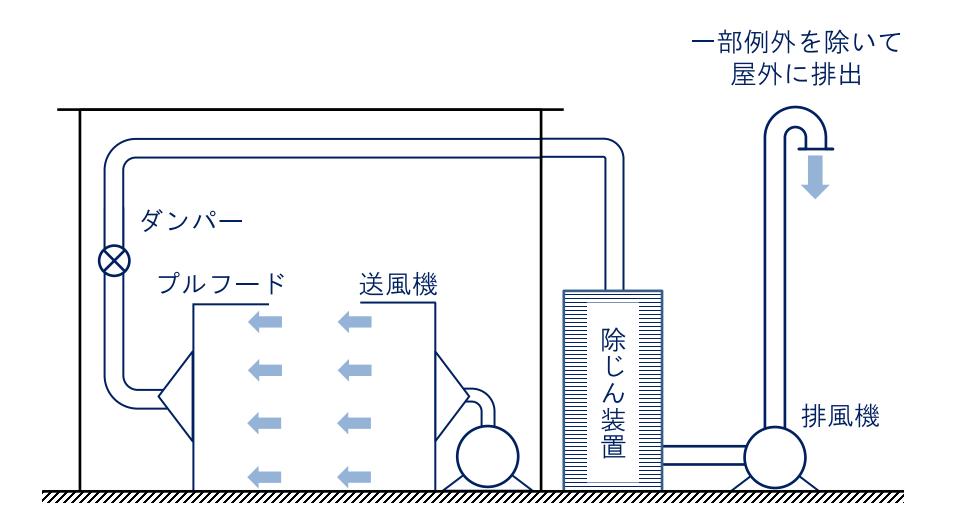




局所排気装置の構成要素



プッシュプルの構成要素



制御風速

粉じん作業の種類等により、以下の制御風速が必要となる。

- 囲い式 0.7 m/s
- 外付式(側方、下方吸引) 1.0 m/s
- 外付式(上方吸引) 1.2 m/s
- ※ 粉じん作業は殆どの作業で上記の制御風速が 適用されるが、グラインダー等の回転体に係 る粉じん作業では 5.0 m/sが求められる等、 例外があることに注意。
- ※ 特化物の場合、周辺環境の有害物濃度を管理 濃度以下にすることが求められる。

局所排気装置の要件

- 特化則第7条、粉じん則第11条等
 - ▶ フードは粉じん発散源毎に設置すること
 - ▶ 外付式フードは発散源になるべく近い位置 に設置すること
 - ▶ ダクトは、できるだけ短く、できるだけべ ンド(コーナー部)が少なく、掃除可能な構 造であること
 - ➤ 除じん装置は排風機上流側に設置すること
 - ▶ 排出口は、屋外に設けられていること

全体換気装置

粉じん則第5条

事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業 (例:手持式グラインダー、アーク溶接等)を 行う屋内作業場については、粉じん作業に係る 粉じんを減少させるため、全体換気装置(いわ ゆる換気扇)による換気の実施(同等以上の措 置を含む)を行わなければならない。

局所排気装置と全体換気装置の違い

局所排気装置等は、換気扇の様な、作業場内 全体を換気する全体換気装置とは区別されてお り、以下の点で違いがある。

- 局所排気装置 有害物発散源の付近に設置することで、作業者と有害物が接触する前に有害物の大半を吸引することを目的とするもの。
- 全体換気装置 既に作業環境内に発散している有害物を、 健康上、害の少ない濃度にまで減少させるための装置。作業者への接触が前提となる。

定期自主検査

- 特化則第29、30条、粉じん則第17、18条 局所排気装置、プッシュプル、付属の除塵装 置については、1年以内ごとに1回、以下の項目 について定期自主検査を行い、その結果を3年間 保管しなければならない。
 - ▶ フード、ダクト、ファンの損傷等の有無
 - ▶ ダクト、ファン、除塵装置の粉じん堆積状況
 - ▶ ダクト接続部のゆるみ状況
 - ▶ ファンのベルトの作動状況
 - > 吸気、排気能力(実測が必要)
 - > 除塵装置の濾材の処理能力、破損等状況
 - 処理薬剤、洗浄水、内部充填物等の適否

作業環境測定

● 特化則第36条、粉じん則第25条

事業者は、特化物を取り扱う作業、特定粉じん作業を行う作業場所について、6か月以内ごとに1回、定期に作業環境測定を実施しなければならない。

作業環境測定の結果、第三管理区分と判定された作業場については、直ちに、設備、作業方法等の点検を行い、その結果に基づき、作業環境改善のための措置を講じ、第一、第二管理区分となるようしなければならない。

※ 作業環境改善対策は後に説明

作業管理

作業の方法を適正管理し、作業者への影響を低減させるための対策。

- 適正作業方法(ばく露が少ない作業方法等)
 - > 作業標準、作業規定等の作成
 - > 労働衛生教育
- 作業主任者
- 特別教育
- 有害性、対処方法等の周知
- ●ばく露時間管理、記録
- 呼吸用保護具、保護手袋、ゴーグル

作業主任者

● 特化則第27条

事業者は、特化物を取り扱う作業(試験研究の業務を除く)については、以下の有資格者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

- 特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者 技能講習修了者(特別有機溶剤以外)
- ▶ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 (金属アーク溶接作業に限る)
- 有機溶剤作業主任者技能講習修了者 (特別有機溶剤に限る)

特別教育

● 粉じん則第22条、安衛則第36条

事業者は、下記の作業(粉じん作業関係のみ 抜粋)に労働者を就かせる時は、当該労働者に 対して特別教育を実施しなければならない。

特別教育は、その実施に登録等の手続きを必要としないため、所定のカリキュラム(内容、時間)に沿った講義ができるのであれば、事業場内で実施しても問題ないこと(技能講習は登録教習機関による実施が必須)。

- ▶ 特定粉じん作業
- ▶ アーク溶接機による金属の溶接、溶断

休憩設備 洗浄設備

● 特化則第37条、粉じん則第23条

事業者は、特化物第1、2類物質を製造、取り扱う作業、粉じん作業に労働者を従事させるときは、作業場外に休憩設備を設けなければならない。

● 特化則第38条

事業者は、特化物第1、2類物質を製造、取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗顔、洗身、うがい、更衣、洗濯のための設備を設けなければならない。

労働者の身体が特化物に汚染された場合は、 速やかに洗浄しなければならない。

揭示物

特化則第38条の2

事業者は、特化物第1、2類物質を製造、取り扱う作業場には、飲食、喫煙を禁止する旨の掲示を行わなければならない。

特化則第38条の3

事業者は、特化物を製造、取り扱う作業場には、次の内容の掲示を行わなければならない。

- > 特化物の名称
- ▶ 特化物により生じる恐れのある疾病、症状
- > 特化物の取扱い上の注意事項、
- > 使用すべき有効な呼吸用保護具

揭示物

● 粉じん則第23条の2

事業者は、粉じん作業場には、次の内容を記した掲示を行わなければならない。

- ▶ 粉じん作業場である旨
- ➢ 粉じんにより生じる疾病、症状
- ➤ 粉じん等の取扱い上の 注意事項
- ➤ 使用すべき有効な呼吸 用保護具



作業記録の作成

● 特化則第38条の4

事業者は、特別管理物質(特化物第1類物質、 第2類物質のうち長期影響の有害性が認められる 物質、溶接ヒュームは含まない)を取り扱う作 業に従事する労働者について、1月を超えない期 間ごとに以下の事項を記録し、30年間保存しな ければならない。

- > 労働者の氏名
- > 従事作業の内容、従事期間
- ➤ 特別管理物質に汚染される事態が生じたと きはその概要、応急措置の内容

定期清掃

● 粉じん則第24条

事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場については、毎日1回以上、清掃を行わなければならない。

また、屋内粉じん作業場、休憩設備の床、設備等については、堆積した粉じんを除去するため、1月以内ごとに1回、定期に、真空掃除機を用いる、水洗する等、粉じんの飛散しない方法による清掃を行わなければならない。

呼吸用保護具の使用

● 粉じん則第7条、第27条

事業者は、別表3に掲げる作業(呼吸用保護具 着用対象粉じん作業)に労働者を従事させる場 合は、労働者に対し、有効な呼吸用保護具を着 用させなければならない(特に、坑内作業等に おいては電動ファン付き呼吸用保護具の着用が 必要となる場合がある)。

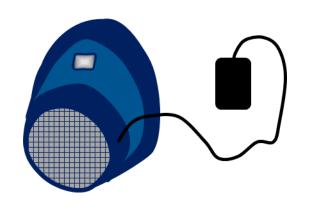
ただし、局所排気装置等が有効に機能している環境下では呼吸用保護具の着用は不要となる。

また、臨時の粉じん作業を行う場合も、有効な呼吸用保護具の着用が必要となる。

呼吸用保護具

呼吸用保護具は、型式検定合格品である必要があり、薬局等で市販されているガーゼマスクでは殆ど効果が期待できない。

対象物質により、防毒マスク(蒸気、ガス用)、 防じんマスク(粉じん用)を適切に使い分ける必要がある。最も保護効果が高いものに、電動 ファン付呼吸用保護具があり、極端に作業環境 が悪い環境では使用が望ましい。



溶接ヒュームに必要な措置

- 全体換気装置等の設置(屋内)
- 特殊健康診断の実施(6か月以内毎)
- (3)汚染物の処理(密閉容器)
- 不浸透性の床(コンクリート等) (4)
- **(5)** 休憩室の設置
- (6) 洗浄設備(洗眼、洗身等、更衣、洗濯)の設置
- (7)関係者以外の立入禁止(表示が必要)
- (8) 飲食、喫煙の禁止(表示が必要)
- (9)有効な呼吸用保護具の備付
- (10)特化物作業主任者の選任(表示が必要)
- (11)個人ばく露濃度測定及び測定結果に基づく措置
- (12)濃度測定結果に合致する呼吸用保護具の使用
- (13)呼吸用保護具のフィットテスト

ばく露防止対策決定までの流れ

マンガン濃度

1 全体換気装置の設置

マンガン濃度

2 個人ばく露濃度測定

- 0.05mg/m³以上 0.05mg/m³未満 換気装置の風量増加 他
- 4 再度、個人ばく露防止測定
- 有効な呼吸用保護具の選択
- うフィットテスト(1年以内ごと)

作業環境改善について

作業環境測定

● 特化則第36条、粉じん則第25条

事業者は、特化物を取り扱う作業、特定粉じん作業を行う作業場所について、6か月以内ごとに1回、定期に作業環境測定を実施しなければならない。

作業環境測定の結果、第三管理区分と判定された作業場については、直ちに、設備、作業方法等の点検を行い、その結果に基づき、作業環境改善のための措置を講じ、第一、第二管理区分となるようしなければならない。

管理区分の意味合い

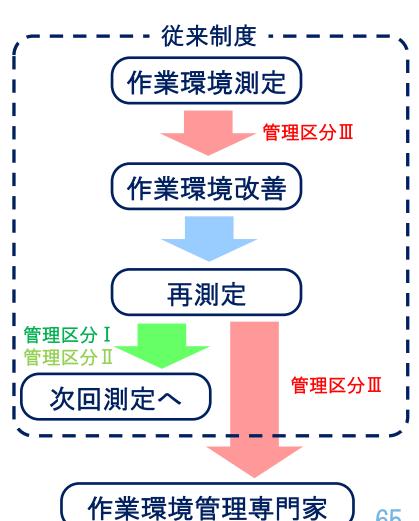
作業環境測定対象物質については管理濃度(粉じんの場合は3mg/m 遊離ケイ酸含有率で変動)が定められており、作業環境測定の結果は、管理 濃度に基づき管理区分 I ~ II に判定される。 管理区分の意味する所は以下のとおり。

- 管理区分Ⅰ:物質濃度が作業環境の95%以上の範囲で管理濃度以下
- 管理区分Ⅱ:作業環境中の物質濃度の平均値 が管理濃度以下
- ●管理区分Ⅲ:作業環境中の物質濃度の平均値 が管理濃度以上

第Ⅲ管理区分への措置

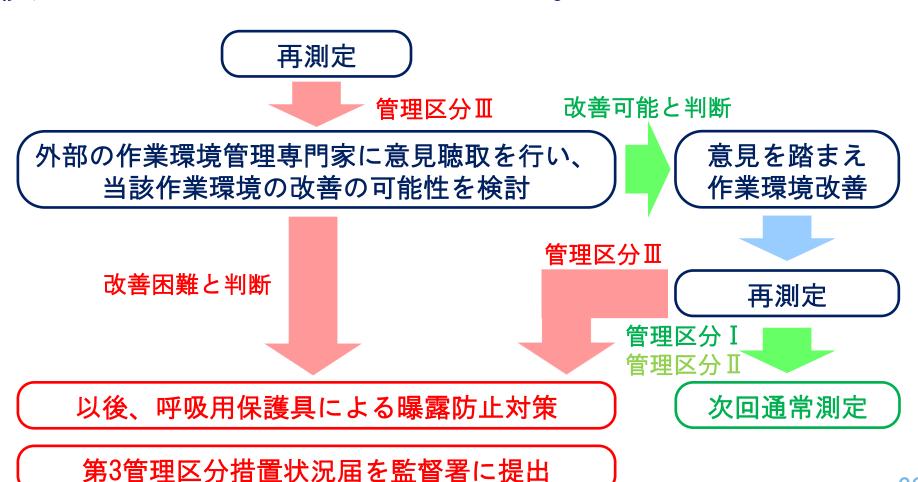
● 特化則第36条の3、粉じん則第26条の3の2

作業環境測定の結果、第 Ⅲ管理区分と判定された場 合、従来から作業環境の改 善策を講じ、再測定を行う 必要があったが、再測定の 結果、なおも第Ⅲ管理区分 と判定された場合、改善の 可否と改善策について外部 の作業環境管理専門家に意 見聴取しなければならない こととなった。



作業環境改善の可能性を検討

作業環境管理専門家への意見聴取等、再測定後のスキームは以下のとおり。



66

作業環境改善が困難な場合

作業環境改善が困難な場合、通常の作業環境測定を実施せず、以下により管理を行う。

- ① 呼吸用保護具決定の為の作業環境測定 (C·D測定、個人曝露濃度測定が基本)
- ② 決定した呼吸用保護具を着用
- ③フィットテストの実施(毎年1回)
- ④ 6か月以内毎に定期に①の測定を実施 管理区分Ⅲを脱した場合は呼吸用保護具が 不要となり、通常のスキームに復帰する
- 5 上記①③には記録の作成、保存義務あり

作業環境測定の種類

作業環境測定基準が改正され、従来のA、B 測定に加え、C、D測定が追加されたもの。

- ●A測定:作業場に一定間隔の測定点を設定 し、作業場全体の評価を行うもの
- B 測定:作業者の作業位置で測定するもの
- ●C測定:作業者にサンプラーを装着、通常 どおり作業を行い試料を採取。個 人曝露濃度測定とは異なり、あく まで作業場全体の評価を行うもの
- ●D測定:個人サンプラーにより、作業環境中の最も物質濃度が高くなる時間帯15分間の測定を行うもの

作業環境管理専門家の要件

- 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- 労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)の 登録を受け、3年以上、その業務に従事した経 験を有する者
- 衛生工学衛生管理者の免許を受け、6年以上、 その業務に従事した経験を有する者
- 作業環境測定士の登録を受け、6年以上、その 業務に従事した経験を有する者
- 作業環境測定士の登録を受け、4年以上、その 業務に従事した経験を有し、所定の講習を受 講した者
- オキュペイショナルハイジニスト

化学物質管理専門家の要件

- 労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学) の登録を受け、5年以上、化学物質管理業務の 経験を有する者
- 衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、8年以上、衛生管理業務に従事した経験を有する者
- 作業環境測定士の登録を受け、6年以上、作業環境測定業務に従事し、かつ、所定の講習 (33時間)を受講した者
- 労働安全コンサルタント(化学)の登録を受け、5年以上、化学物質に係るコンサルタント 業務に従事した経験を有する者

化学物質管理専門家の要件

- C | H労働衛生コンサルタント
- 作業環境測定インストラクター
- 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショ ナルハイジニスト
- 国際オキュペイショナルハイジニスト協会の 認証を受けてる海外のオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト

作業環境測定結果の分析

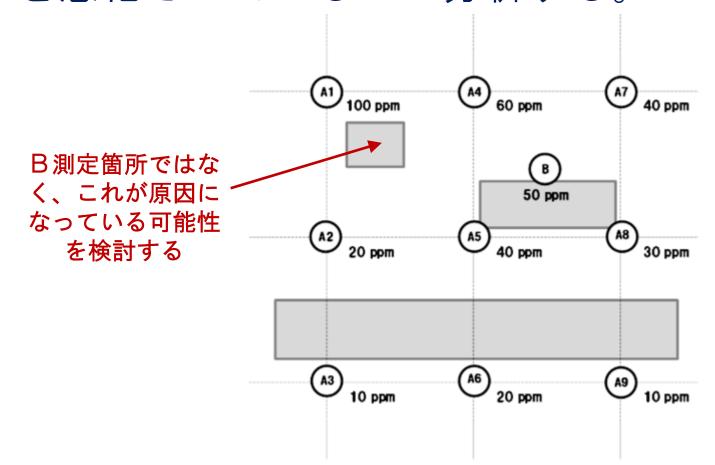
作業環境の改善を図るためには、まず、作業 環境測定結果の分析を行い問題点を把握する必 要性がある。

同じ管理区分Ⅲでも、A測定の管理区分Ⅲと B測定の管理区分Ⅲでは、作業環境を悪化させ ている要因が異なる可能性がある。

- A測定:作業環境全体の有害物濃度発散源に対する局所排気装置等の性能、全体換気能力が影響
- B測定:作業者の作業位置の有害物濃度 局所排気装置等の能力が影響

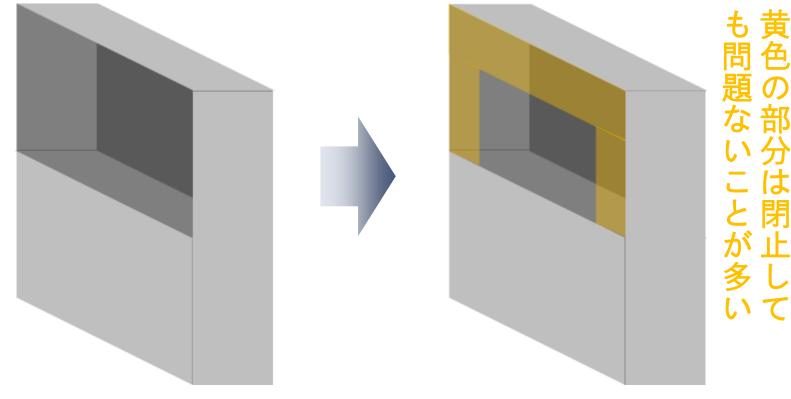
各測定点の濃度から分析

作業環境測定結果のうち、作業場内の見取図 と各測定点での濃度実測値から、何が作業環境 を悪化させているのか分析する。



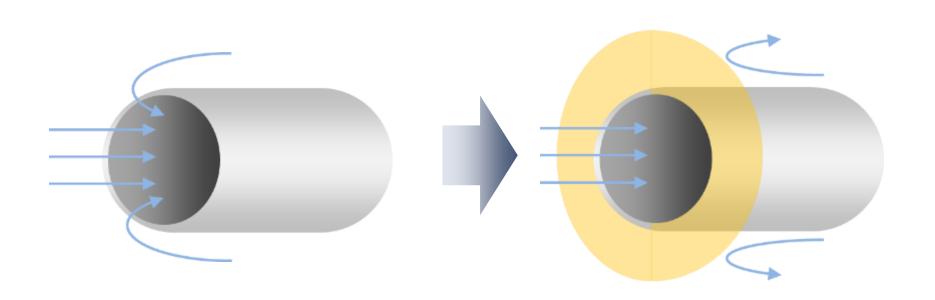
局所排気装置の改善、効率化

● フード式局所排気装置 開口面積を減少させることで、制御風速の向上、周辺への飛散防止を図る。



局所排気装置の改善、効率化

外付式局所排気装置 開口部の周りにフランジを取り付けることで、 より遠くまで効果を発揮する。



空容器の処分

塗料、シンナー等を取り出した後の一斗缶は、 つぶした上で作業場内の廃棄場所に集積されて いることが多い。

一斗缶の内部に有機溶剤等が付着したままの 状態で作業場内に放置すると、付着していた有 機溶剤等が蒸発し、作業環境に悪影響を与える ことになるため(特に、管理濃度が低いトルエ ン等では、作業環境に与える悪影響が無視でき ない)、密閉できる廃棄用の箱等の内部に集積 することが望ましい。

作業環境中の物質濃度の計算

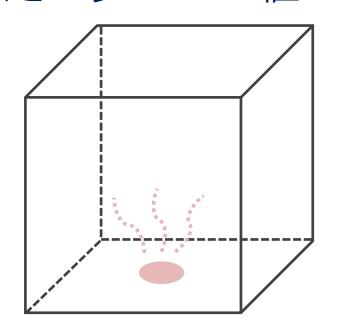
作業環境改善において、各種化学物質の使用量や排気装置の評価、検討を行う上で、作業環境中の理論上の物質濃度を計算することができれば、使用量や排気能力の変化が作業環境に与える影響をある程度予測することができる。

- A測定値:理論上の計算式(全体換気のみ)
- B測定値: CREATE-SIMPLE (局所排気装置の影響も計算可)

排気装置がない室内の場合

排気装置が存在しない室内の場合、使用する 化学物質が全量蒸発し、速やかに室内に均等に 充満すると仮定する。

化学物質の体積を室内容積で割れば理論上の物質濃度が計算できる(完全な平均値であるため、実際のA測定は少し上の値が出ること)。



PPMの定義、求め方

濃度を表すppmは、parts per millionの略であり、100万分率を示す単位である。

気体中の対象気体濃度は体積比となる。

1ppm = $1 \text{ m}^3 + \sigma 1 \text{ cm}^3 (=1 \times 10^{-6} \text{ m}^3)$

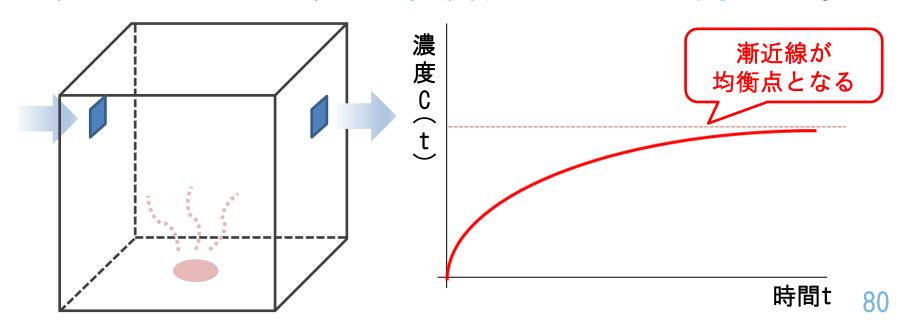
- エチルベンゼン1ℓが室内(10*10*4m)で蒸発した場合
 - > $Ifh ^" yt" y10 = 800g = 7.7mol$
 - ▶ 蒸発した際の体積 = 7.7 × 22.4 = 172 ℓ
 - ➤ 室内濃度 = 0.172m3 ÷ 400m3 = 43×10-6 = **43 ppm**

管理濃度20ppmと比較すると管理区分Ⅲ

排気装置がある室内の場合

排気装置が存在する室内の場合、使用する化学物質が時間当たり同じペースで蒸発し続け、 排気装置が時間当たりで同量の気体を室外へ排出し続けると仮定する。

排出される化学物質の量は、気中濃度に比例して多くなるため、気中濃度は必ず均衡する。



排気装置がある室内の場合

有機溶剤の蒸発量をG[g/t]、排気装置による換気量をQ[m³/t]、室内容積V[m³]、室内の物質濃度C(t)とすると、物質濃度の時間変化は以下の式により表すことができる。

$$d(C(t)) / dt = \{G - QC(t)\} / V$$

これを微分方程式で解くと以下が導かれる。

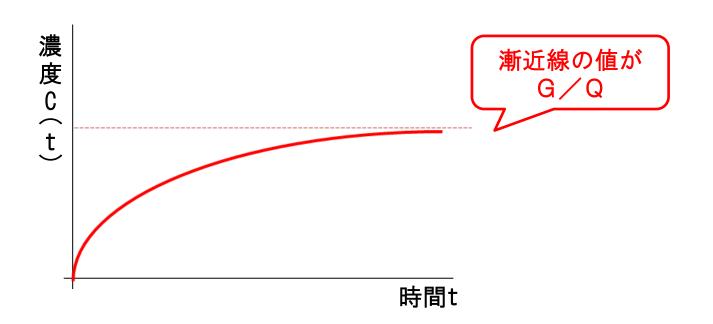
$$C(t) = (G/Q)^{(1-e^{(-QT/V)})}$$

時間tが十分に大きい場合、上記赤の部分がゼロに近づくため、以下が成立する。

$$C = G/Q$$

排気装置がある室内の場合

C=G/Qの値は、グラフにおける漸近線の値となるため、化学物質の蒸発量と排気装置の排風量が一定の場合の気中濃度は、蒸発量Gと排風量Qの比によってのみ求めることができる。(室内の容積は影響しない)

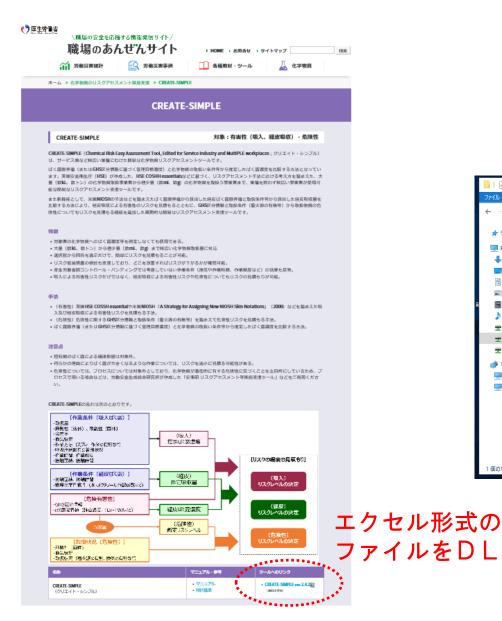


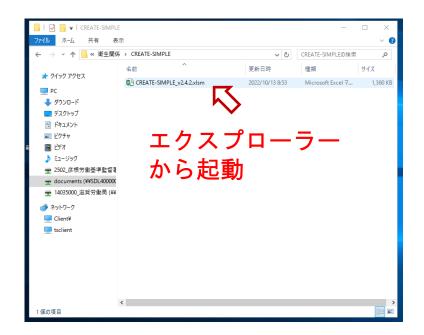
CREATE-SIMPLE

厚生労働省で開発した作業環境中の化学物質 濃度の理論推定モデル「CREATE-SIMPLE」を活用 し、化学物質に対するリスクアセスメントを実 施できるとともに、作業環境中のばく露濃度 (作業者に近い位置での測定値)を簡単に求め ることができる。

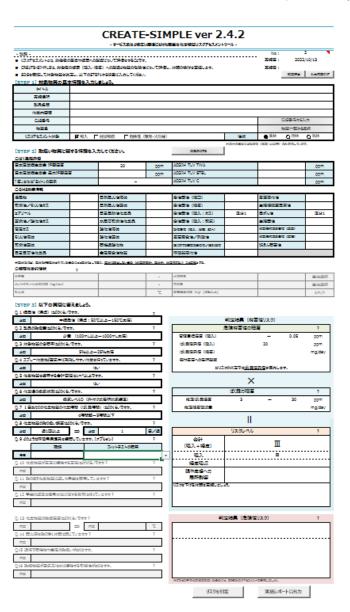
欠点として、あくまで理論上の推計値であり、 幅を持たせた数値(10倍差)しか出ないため、 管理濃度等が小さい物質には適用しにくい面が ある。

CREATE-SIMPLEの起動





CREATE-SIMPLEの入力画面



想定する有害作業

- 作業内容:トルエンを使用した拭取洗浄作業
- 使用薬剤:トルエン(純物質)
- 使用量:10g/回 200g/日 50kg/年
- 作業時間:1時間/日 250時間/年
- 管理濃度:20ppm
- ばく露対策:全体換気装置(有機則上は問題)呼吸用保護具なし
- 有害性区分:生殖毒性区分1、急性毒性区分4 皮膚腐食性区分2 等
- 沸点:111℃

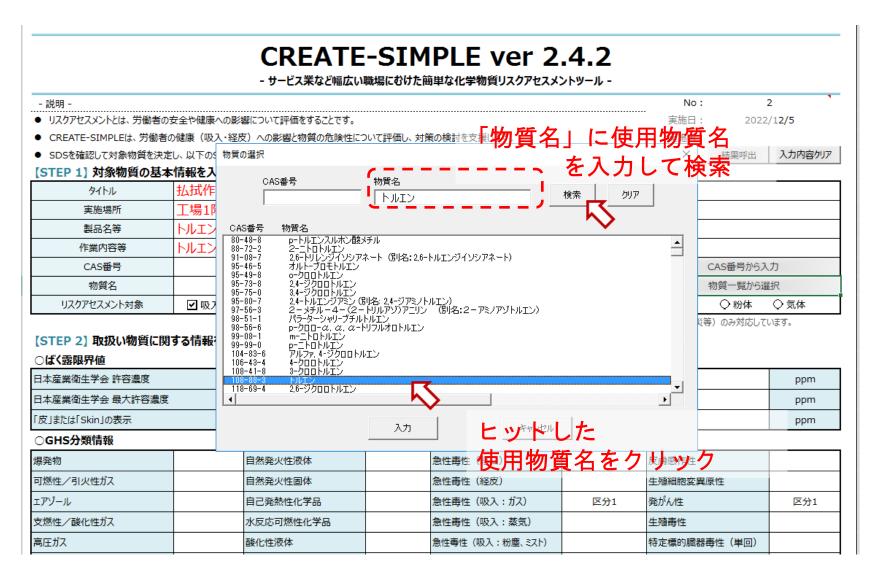
作業名称等を入力

				1PLE ver 2 簡単な化学物質リスクアセスメ				
- 説明 -						No :		2
リスクアセスメントとは、労働者の要						実施日:	202	2/12/5
● CREATE-SIMPLEは、労働者の			いて評価し、対	策の検討を支援します。		実施者:		2.4.4.4
● SDSを確認して対象物質を決定						_	結果呼出	入力内容がア
【STEP 1】対象物質の基本		ましょう。						
タイトル	払拭作業 工場1階 作業のタイトルにな							
実施場所	工場1階	Um ≤≤\				3		
製品名等	トルエン(純			部分を入力す	-る			
作業内容等	トルエン、ウエスを使用した払拭作業							
CAS番号						CAS番号から入力		
物質名						-	物質一覧から選択	
リスクアセスメント対象	☑ 吸入 □ 経皮吸収 □ 危険性(爆発·火災等) 性状					液体	○粉体	○ 気体
【STEP 2】 取扱い物質に関す	する情報を入力	1してください。		非表示にする	※気体の場合には危険 	食性(爆発・火災等)	のみ対応して	ています。
○ばく露限界値					I			
日本産業衛生学会 許容濃度		20	ppm	ACGIH TLV TWA				ppm
日本産業衛生学会 最大許容濃度	ppm ACGIH TLV STEL							ppm
「皮」または「Skin」の表示	- ACGIH TLV C							ppm
○GHS分類情報								•
 暴発物		自然発火性液体		急性毒性(経口)		皮膚感作性		
可燃性/引火性ガス		自然発火性固体		急性毒性(経皮)		生殖細胞変異原	性	
ェアゾール		自己発熱性化学品		急性毒性(吸入: ガス)	区分1	発がん性		区分1
支燃性/酸化性ガス		水反応可燃性化学品		急性毒性(吸入:蒸気)		生殖毒性		
高圧ポス	·	酸化性液体		急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)		特定標的臓器毒	件(単同)	

物質情報を入力(呼び出す)

				IPLE ver 2				
- 説明 -	- - 説明 -						2	
リスクアセスメントとは、労働者の	アセスメントとは、労働者の安全や健康への影響について評価をすることです。					実施日: 202	2/12/5	
● CREATE-SIMPLEは、労働者			いて評価し、対象	策の検討を支援します。		実施者:		
SDSを確認して対象物質を決定						結果呼出	入力内容がア	
【STEP 1】 対象物質の基準		ましよう。						
タイトル	払拭作業							
実施場所		工場1階						
製品名等		トルエン(純物質)						
作業内容等	トルエン、ウェ	トルエン、ウエスを使用した払拭作業						
CAS番号							入力	
物質名	/	/-X					選択 【 ▼	
リスクアセスメント対象	☑吸入	☑ 吸入 ☑ 経皮吸収 □ 危険性(爆発·火災等)					◌ ੈ	
【STEP 2】 取扱い物質にB ○ば〈露限界値	関する情報を入っ	物質の性状想定される	げく言	非表示にする	※気体の場合には危険	性 場等 のみ対応して	costg. -覧から	
日本産業衛生学会 許容濃度		NEX XE 20 10 %	ppm	ACGIH TLV TWA		をクリ	J wypa	
日本産業衛生学会 最大許容濃原	ŧ	を入力	ppm	ACGIH TLV STEL			ppm	
「皮」または「Skin」の表示		-		ACGIH TLV C			ppm	
○GHS分類情報						•		
爆発物		自然発火性液体		急性毒性(経口)		皮膚感作性		
可燃性/引火性ガス		自然発火性固体		急性毒性(経皮)		生殖細胞変異原性		
エアゾール		自己発熱性化学品		急性毒性(吸入:ガス)	区分1	発がん性	区分1	
支燃性/酸化性ガス		水反応可燃性化学品		急性毒性(吸入:蒸気)		生殖毒性		
ーーーーーーーーーーーーー 高圧ポス		酸化性液体		急性毒性 (吸入:粉塵、ミスト)		特定標的臓器毒性(単回)		

物質情報を入力(呼び出す)



物質固有情報が自動で反映される

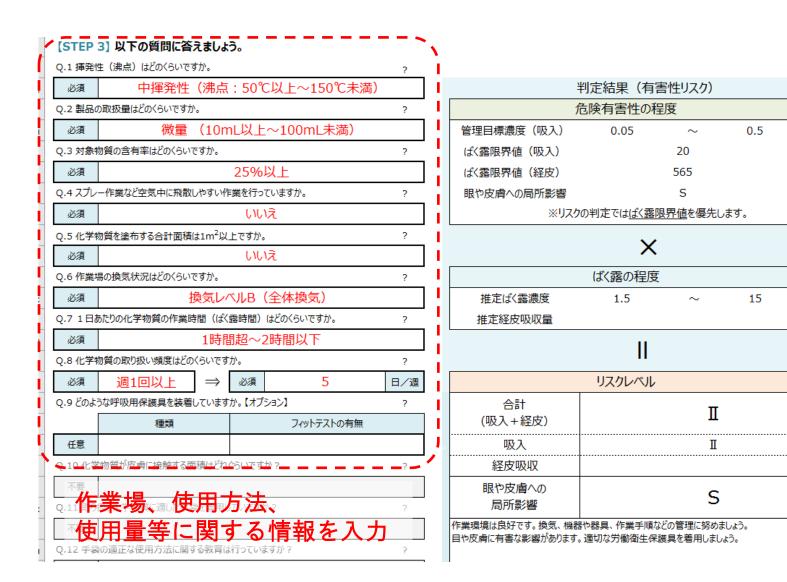
作	業内容等	トルエン、ウエスを使用した払拭作業						
C	AS番号	108-88-3					CAS番号から	入力
4	物質名	トルエン					物質一覧から	選択
リスクアイ	セスメント対象	☑ 吸入 □ 経皮吸収 □ 危険性(爆発・火災等)				性状	● 液体 ○ 粉体	○ 気体
[STEP 2]	取扱い物質に関す	する情報を入力	」してく <u>だ</u> さ <u>い</u> 。		非表示にする	※気体の場合には危障	★性(爆発・火災等)のみ対応し	ています。
○ばく露限界								
日本産業衛生	学会 許容濃度		50	ppm	ACGIH TLV TWA		20	ppm
日本産業衛生	学会 最大許容濃度			ppm	ACGIH TLV STEL			ppm
「皮」または「Sk	in」の表示		あり		ACGIH TLV C			ppm
○GHS分類	情報							_
爆発物			自然発火性液体		急性毒性(経口)		皮膚感作性	
可燃性/引火	性ガス		自然発火性固体		急性毒性(経皮)		生殖細胞変異原性	
エアゾール			自己発熱性化学品		急性毒性(吸入:ガス)		発がん性	
支燃性/酸化	性ガス		水反応可燃性化学品		急性毒性(吸入:蒸気)	区分4	生殖毒性	区分1
高圧ガス			酸化性液体		急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)		特定標的臓器毒性(単回)	区分1
引火性液体		区分2	酸化性固体		皮膚腐食性/刺激性	区分2	特定標的臓器毒性(反復)	区分1
可燃性固体			有機過酸化物		眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2	誤えん有害性	区分1
自己反応性化	学品		金属腐食性物質		呼吸器感作性			
※区分2Aなど、「	区分2が細区分されてい	る場合にはは区分2	として扱う。区分に該当しない場合	(分類対象外、「	∑分外、分類できない)には空欄とする。			_
○物理化学的	的性状	?						
分子量			92.14	-	水溶解度		526	mg/L
水/オクタノール会	分配係数(log Kow)		2.73	-	蒸気圧		28.4	mmHg
引火点			4.4	°C	皮膚透過係数 (Kp) [自動入力]		0.036241	cm/h
ICTED 21	以下の質問に答	3 #1.+8						

ばく露限界値、GHS有害情報、

物理化学的性状が自動で反映される

Q.1 揮発性(沸点)はどのくらいですか。

作業場、使用方法等の情報を入力



ppm

ppm

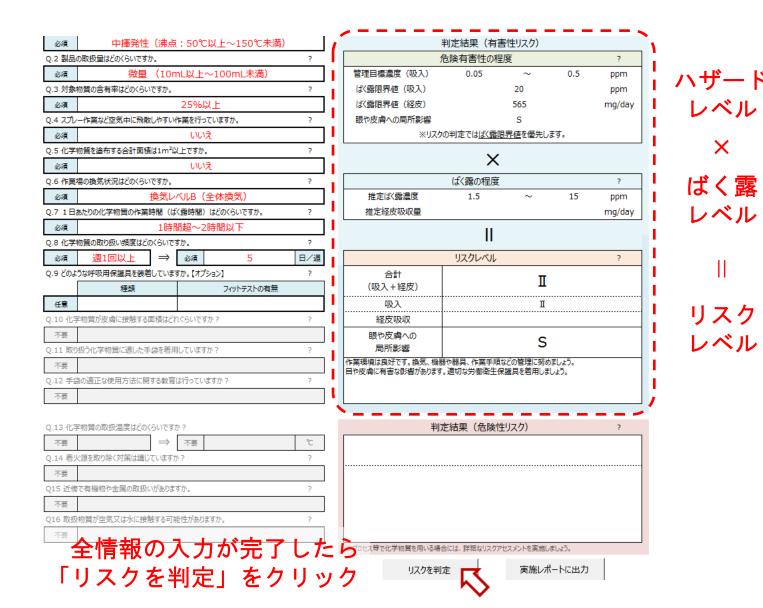
mg/day

?

ppm

mg/day

リスクアセスメント結果を表示



CREATE-SIMPLEの優位性

従来、化学物質に対するリスクアセスメントの簡易版として、コントロールバンディングを推奨してきたが、同じ水準の必要情報と、より分かの労力で、より詳細なリスクアセスメント結果、ばく露濃度情報が得られるため、化学物質の有害性を評価するためのツールとしては、CREATE-SIMPLEの方が優れていると言える。

また、作業環境改善の際に、各種パラメーターを変更しながら、対象物質の気中濃度の推計に活用することができる。

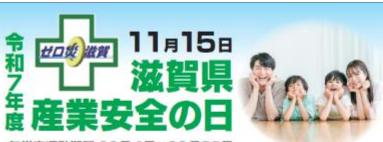
滋賀労働局 各労働基準監督署 が展開する各種施策

滋賀県産業安全の日

- ◆実施期間
 - ●開催日 11月15日
 - ●準備期間 11月 1日~11月14日
 - ●改善期間 11月16日~11月30日
- ◆実施事項
 - ●経営トップによる現場パトロール
 - ●作業手順、安全基準等の総点検
 - ●リスクアセスメント

など

滋賀県産業安全の日



無災害運動期間 11月 1日~11月30日



無災実運器に参加中込みいただいた事業場にはもれなく厚至労働者と適管県の イメージキャラクター「たしかめたん」「キャッフィー」「うおーたん」をデザインし んのご参加をお待ちしております!



滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月 15 日を「滋賀県産業安全の日」と定め、労働災害防止 についての意識の高揚を図ってきました。また、より多くの事業場、業種において労働災害防止に向け た機運を向上させること、各事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的 として、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を 活性化し、年末に向けて労働者一人ひとりの労働災害防止の意識高揚を図ることします。

- 1 主唱者 滋賀労働局·各労働基準監督署
- 2 実施者 県内の事業場

3 主唱者の実施事項

- ① [法習順産業安全の日]と [法質県産業安全の日無災害運動]の広報啓発
- ② 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- ② 実施者の実施事項に対する指導援助

4 実施者の実施事項

- (1) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
- ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高める意思表明
- ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
- ② 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知

(2)無災害運動期間に実施する事項

- ① 「滋賀県産業安全の日」の機断器、立て着板、ボスター等の現示。
- ② 「滋賀早産業安全の日 無災害運動」ステッカー等による労働者一人ひとりの安全意識の 高揚を促す啓発活動
- ② 安全基準や安全作業手順の総点検及び遵守状況の確認
- ④ リスクアセスメントの実施及び実施結果に基づく改善
- ⑥安全衛生教育の実施
- 労働災害を発生させない職場づくりのため、各事業場の特性に応じた安全衛生活動
- のメンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立、健康アクション宣言等への参加等。 労働者の健康確保対策

(様式1:様式の電子データは滋賀労働島HPに掲載しています) 参加申込期限10月31日 幸参加申込みは、参加申込フォーム

(https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigai) からお申込みください。

会載送、メール等の場合はこちらの様式を恣貧労働局健康安全課 (連絡先下記参照) へご提出ください。

令和7年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」参加申込書 当事業場は、「益智県産業安全の日 無災害運動」の機能に費同し、合和7年11月1日から11月30日までの間に 実施される無災害運動に参加します。

事業場の名称								
所在地	T							
事業場の実験	1. 製造業 2. 球設業 3. 運輸業 4. 商業 5. その他()							
事業場担当者の 職氏名、連絡先	職名 氏名 雜品番号 -							
だけ、希望と小数 ●望数を○で描んで下き い、(12~1点だり 37 枚・ 最大を2~1まで)	希望なし・19-1(27枚)・29-1(34枚)・39-1(31枚)・49-1(106枚)・59-1(135枚 参照実育運動開酵中の労働者への要要活動にご利助しただきたく、教養労働部から事業器に取れ来添ったします。1 に関するございますので必要数をご覧入機により、							
the state of the s	*のみ)を設實労働局ホームページに掲載しますが、 合は、右を○で開んで下さい。							
運動期間中の実施予	1、「滋賀県産業安全の日」の機断器やポスター等の掲示							
定事項	2、「総質県産業安全の日 無災害連動」ステッカー等による労働者への啓発							
数字をOで描えて下さい。 (複数如答可)	3、安全基準や作業手順の総点検及び遵守状況の確認							
,	4. リスクアセスメントの実施及び結果に基づく改善							
	5. 事業場トップによる安全意識を高める意思表明							
	6. 事業場トップによる安全衛生パトロール							
	7. 安全衛生の取組についての労働者の家族に対する関係							
	8、安全衛生教育の実施							
	 9. 労働者の種接職保に取り組む((1) ~ (3) に該当する場合は○を、(4) の場合は内容を記載ください。)。 (1) メンタルへルス対策に取り組む。 (2) 治療と職業生活の両立に取り組む。 (3) 健康アクション宣言(協会けんぱの被保険者のみ)又はこれに類するものに参加(4)その他(
	10、1~9以外の活動を行う (内容の記載をお願いします。)。							
	概要:()							

(公社) 拉賀労働基 準協会	〒520-0896 大津市打出系 13-15 強用ビル 4F	(一社)日本ポイラ 協会京談支部	〒604-8261 京都市中京区籌進 通商小器東入ジョ(御池ビル2F
建設業労働災害防 止協会維賀県支部	〒520-0601 大津市におの版 1-1-18	(一社)日本クレー ン協会改資支部	〒521-1212 東近江市横町 296
陸上貨物運送事業 労働災署防止協会 終資果支部	〒524-0104 守山市木浜町 2298-4	(公社)建設荷役車 両安全技術協会然 質県支郎	〒820-0043 大津市中央 4-5-33 気 ビルシ(
林楽・木材製造業 労働災害防止協会 滋賀県支部	〒520-2144 大津市大豊 4-17-30 改賀県林築会館内	(一社) 应責ビル メンテナンス協会	〒520-0855 大津市采町 20-11 久保ビル 3 関
		メンテナンス協会	大津市采町 20-11 久保

(〒520-0806 計資票大津市打出員 14-15 計質労働制健康安全課 TEL:077-522-6650 FAX:077-522-6625) Email: kenkouanzenka-shigakyoku@mhlw.go.jp 且:mhlwの1は、エルです。